

< 確定版 >

海外交流審議会第5回總會

平成15年11月19日(水)

於：三田共用會議所

外務省領事移住部政策課

<会議開催概要>

- 1 . 日 時 : 平成15年11月19日 (水) 15:00 ~ 17:00
- 2 . 場 所 : 三田共用会議所 第三特別会議室
- 3 . 出席者 :
 - (委員側) 熊谷会長、手塚部会長、植本委員、大来委員、仮野委員、
北脇委員、櫻井委員、櫻木委員、塚田委員、寺嶋委員、
中谷委員、中山委員、新居委員、 朴委員、横山委員
 - (事務局側) 鹿取領事移住部長、小澤領事移住部付検事、
三好領政長、佐藤領保長、重枝領旅長、山本領外長、
渡邊領外企画官、高木領対首席事務官
- 4 . 議 題 : 在日外国人及び日系人の短・中期滞在に係る諸問題

熊谷会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから海外交流審議会第5回総会を開催させていただきます。本日は皆様、大変御多忙のところ御出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日の総会でございますが、衣笠委員、佐藤委員、谷野委員、矢崎委員及び西原委員の5名の方が所用により欠席となっておりますが、会議開催のための定足数であります過半数の委員の出席は得ておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

本日の海外交流審議会総会におきましては、在日外国人の短・中期的滞在に係る諸問題につきまして集中的に議論を行わせていただきたいと思いますと思っております。

本件につきましては、外務省以外の省庁に関わる問題も多々ございますので、関係省庁の御理解と御協力が非常に重要であります。そういう意味から、本日の会合には内閣官房、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、社会保険庁、経済産業省、国土交通省より代表がオブザーバーの資格で参加され、傍聴されておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、第1点目の議題ですが「社会保障・雇用」の問題に入りたいと思います。まず、先月1日に第2回の外国人問題の部会が行われましたが、その内容を手塚部会長から御紹介をいただきまして、それを受けて委員の皆様の議論に入りたいと、かように考えております。それでは、よろしく申し上げます。

手塚部会長 私から外国人問題部会での議論の内容を御紹介させていただきます。本件につきましては、有識者、関係省庁の責任者に個人の資格での御参加をいただきまして、いろいろな議論をいたしました。その内容を、私がお手元にあるフォローアップ小委員会の提言としてとりまとめました。これを中心に、10月1日の外国人問題部会でこの提言をたたき台にして議論を行いました。

なお、小委員会には経団連の代表者も参加しておりまして、小委員会の提言は参考資料として御配布申し上げましたが経団連の報告書「外国人受け入れ問題に関する中間とりまとめ - 多様性のダイナミズムを実現するために『人材開国』を - 」、11月14日付でございますが、ここにも議論の結果がかなり取り入れていただいているのかなと思っております。

日本は、現在のところは外国人の不熟練労働者の受け入れを行っておりませんが、実際上は日系人がその役割を担っております。これらの在日日系人が直面している問題の多くというのは、現在の実態、状況ではこのまま放置することはできないところまで来ておりまして、早急な解決が求められております。

それから、在日日系人問題への対処は在日日系人だけの問題ではなくて、将来、日本が

外国人の一般的な、あるいは外国人労働者の受け入れを拡大する場合には、その試金石、あるいはテストケースになるものと考えられるわけです。

まず、現在、これら日系人の多くは社会保険、ないし労働保険に加入していないという実態がございます。これは雇用の状況からも来ているわけです。これらの就業労働条件が日本人のそれよりも低い、あるいは劣悪だというようなことがあってはならないわけですが、実際には非常に多いという指摘があります。

それから、これらの問題の対策としましては、まず第一に、日系人を雇用するときに雇用主による在留資格の確認を義務化するとともに、違反者には罰則、これは反則金等を含みますけれども、科すようにしないとどうにもならないところまで来ておるのではないかと。

それから、日系人の雇用状況報告を今までは任意に提出をさせていただいていたようですが、これを義務化して、これによって集められる情報をデータベース化して日系人の雇用、入国管理、教育、社会保険等の政策の策定に活用するということが必要ではないかと思われれます。

第三に、来年度から、労働者の派遣事業の製造業への解禁がなされるようなことになりました。これを契機に外国人が派遣の対象となることもありまして、いわゆる労働者派遣に関する遵守事項を一定程度拡充するとともに、違反者には派遣事業の許可の取り消しなどの措置を取ることが必要であります。

第四には、労働者の権利保護のために特別の専門官、例えばオンブズマンのような方を地方官署に配置するといった措置を取るべきだということも議論をいたしました。

なお、不法滞在者への労働法の適用等については、これは従前から平等の取り扱いにしなければいけないことになっておりますが、同様の問題がありまして、この取り組みは必要との意見がございました。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

手塚部会長から第2回外国人問題部会でのとりまとめの状況の説明がありましたが、それにつきまして御発言のある委員がありましたら、自由に御発言いただきたいと思えます。

今日は北脇委員も出ておられますが、浜松市にこういう問題がいろいろあると思えますけれども、まず口火を切っていただけませんか。

北脇委員 私はこの部会の方に出席できなかったんですが、その議事録を読ませていただいて、非常に突っ込んだ意見交換がなされていることを大変心強く思いました。

御承知のとおり、私ども外国人集住都市会議というのをつくりまして、そこでこうした

諸問題についての提言をしてきたわけですが、それがこの海外交流審議会という場で受け止められて議論が深められているということ、私どもにとっても一歩前進だというふうに思いますが、部会の議論の中にもありますように、抽象論でなくて具体的な制度化ということが今や必要な段階に来ているということはそのとおりだと思いますので、それを更に進めてほしいと思います。

そういう点で見たときに、この部会報告、それからこのシンポジウムのフォローアップ小委員会の提言に盛り込まれている事項、今、手塚部会長から御紹介がありましたが、この中での就労と社会・労働保険に関する事柄のうちの最初の3項目ですね。繰り返しになるかもしれませんが、日系人の雇用時に雇用主による在留資格確認を義務化するとともに、違反者には罰則を科す。

それから、日系人の雇用状況報告を義務化してデータベース化し、政策の策定に活用すること。

3番目の労働者派遣事業の製造業への解禁を契機に、派遣業者などの遵守事項を拡充するとともに、違反者には派遣事業許可の取り消しなどの措置を取る、こういったことを是非、制度化してほしいというふうに思います。

と申しますのは、これまでも紹介してきたように、自治体にとってみますと、外国人就労者の医療保険の未加入問題が一番深刻になっているという状況がございます。浜松市の状況でも、約半数の人が無保険の状況で改善の兆しが見えていないということなんです。これをさかのぼって考えますと、一応、国民皆保険の建前の中で雇用されて働いている人は社会保険に加入し、そうでない人が国民健康保険に入るという建前になっているんですが、派遣業者、ないしは請負業者に雇用されながら社会保険に入っていない。そういう人に対しては、制度からいうと国保の方に受け入れるということもできないということで、そのはざまに落ちる人が依然として多いということなものですから、やはりこれを雇われて働いている人の社会保険加入をきちっと担保していく方向で少しでも解決していくことが取るべき方向ではないかというふうに思います。その点で、ただいまのフォローアップ小委員会のこの提言というのは非常に有効ではないかと思えます。

熊谷会長 今、北脇委員から、現実に市政、地方行政に携わっておられる立場でこのフォローアップ小委員会の提言についての評価をしていただいたわけですが、今のような御発言、あるいはほかの御発言でも結構ですが、どなたかございますでしょうか。

櫻井委員 私は、外国人問題にそれほど詳しくないんですけども、一般論として行政の在り方という点で今、資料を拝見いたしましたして、感想とコメントのような感じなんです

が、このフォローアップ小委員会の方で出されている日系人の就労と社会労働保険というところに4つの点が挙げられていて、例えば日系人雇用のときに在留資格の確認を義務化する、違反者に罰則を科すというような話があるんですが、今の日本の行政活動というのは、戦後いろんな行政活動をしてきたわけですけども、非常に大きなパラダイム転換みたいなところにちょうど来ていて、実際にこれを義務化して罰則をつくったり、あるいは反則金を設けるのもいいのですが、これをどう執行するのか、そういう観点がすっぱり抜けているということがあります。法の執行体制、ロー・エンフォースメントという話なのですが、1つは警察組織みたいなものをもっと拡充しなければいけないということもありますし、それから反則金をもっと活用するのであれば、その担当の官庁がきちんとそういう執行体制を独自に持っていないと、まさに絵にかいたもちになってしまっただけということになりかねないわけです。だから、その辺りがどうなのかなというのがございます。

同じことは、オンブズマンみたいなものを置くということにも言えるのかなと。これは少し新しいエッセンスが入っているやり方だとは思いますが、その辺に、これは外国人だけではなくて、そこら辺を真剣に議論を本当に行っていかなければならないだろうというふうに思います。

それから、派遣事業の許可の取り消しなども、これも言ってみれば法律の根拠がなくてもできるのですが、これは厚生労働省の所管だと思いますが、法文化して、しかもそれをきちんと取り消すということができかどうかというところが乗り越えなければいけないハードルとしてあるんだろうと思います。

それから、違う問題で2点目の日系人の雇用状況報告を義務化して、その情報をデータベース化するというのは何となく、ちゃんとフォローしていただかないと、これをぼんと言われるとちょっとという感じです。これだと外国人を管理するという話に直結するのかなという気がいたしまして、もうちょっと慎重にやらないとデリケートな話だろうと思いますので、情報が集まっているのならしょうがないんですが、有効活用と同時に個人情報保護の精神もございますので、その辺をセットでやられるということがやはり不可欠ではないかと思えます。

熊谷会長 ありがとうございます。

手塚部会長、今の御発言で何か部会長としての御意見、執行体制について、こういう提言があっても、執行体制が問題ではないかということが一つと、データベースをつくるのはいいが、非常にデリケートな問題なので慎重を期する必要があるというような御意見で

すが、いかがでしょうか。

手塚部会長 まず、雇い主への義務づけにつきましては、これは現実には入管法に不法就労助長罪というのがございまして、結局これも今まで十分にワークしなかった。だから、結局ワークできるようなやり方を実際の担当の官庁の方に是非お考えいただきたいと考えます。そのシステムについては、結局、日本の中に入ってしまうと、EUでも同じ問題を抱えているようなんですが、何にもその人々の保護のためにも、その人々のいろんな人権の問題も含めてフォローアップができないということがあるということでございます。

それで日本の場合には、第2点とも関わるんですが、雇用状況報告書もございませけれども、これは本当に任意に雇い主の方々から御提出いただいているもので、出入国管理のためのデータ、あるいは在留のデータだけで今、私たちはものを言っているわけです。実際に欧米諸国できちんと外国人を受け入れているほとんどの国は、国内に入ってから状況というものをきちんと把握されているわけで、たちどころにそういうデータというのを出してくれるぐらいのものがあって、確かに一億二千数百万の中のわずかのパーセンテージの方々のことを、そういう具合にデータ化するのは慎重でなくてはいけないというのも事実なんですが、私たち自身は今後、やはり国民自身もそういうデータというものについては公的には免れないところがあって、個人情報とは別の次元でして、そのためにも必要ではないだろうかという具合に考えて問題提起をさせていただきました。

おっしゃられるとおり、情報のデータベース化等々というのは慎重でなくてはいけないと思いますし、個人情報でもありますから、そのところはきちんとしないといけないと思います。

横山委員 私、部会にも入っておりませんし、初めて議論に参加するようなことで誠に素人っぽい質問、議論を申し上げて恐縮なんですが、今日の資料をあらかじめ送っていただき拝見しまして、感じましたのは、ここに書かれておるいろんな問題というのは、今、年金問題で国民年金の未加入問題というのが非常に問題になってくるようではけれども、それと似たような問題だなと。何も外国人に限らず、日本人でも、その国の制度に入っていないというのがあるやに、今、議論が行われていると思うんですが、その中であって、外国人だけこういういろいろな強い規制をやるということが果たしていいことかどうかという、若干、櫻井委員の持たれていたものと同じような疑問も私も持ったんです。

ただ、何もやらなくていいというわけではありませんで、それは現在の悲惨な状態を改善するために必要なことはやらなければいけないと思いますが、これは何も外国人ではなくとも、日本の人に関しても、やはり同じような問題が今、起こってきて、社会保険なん

かが適用されない人がたくさん出てきているのではないかと、その辺は実際の行政の現場におられる北脇委員からどういうふうにお感じになっておられるのか、お伺いするのも非常に勉強になるなと思っておるところです。その辺はいかがなものでございましょうか。

熊谷会長 北脇委員いかがでしょうか。

北脇委員 今の問題は、医療保険の問題と年金の問題はちょっと違うと思うんです。日本国民の場合、医療保険に関してはこういう公的な保険に入っていないという人はほとんどないと思うんですが、年金の方は問題が生じていると。日系人とか在住外国人の問題については、一つ問題になるのは社会保険の場合、医療保険と年金が一応セットになっているということで、その点については外国人当人からすれば自分たちがずっと日本に住むかどうかわからないので、老齢年金を受け取るかどうかはわからない。それを加入しなければいけない、そして保険料を払わなければいけないというのは納得できないという声は非常に強くあるわけです。

ですから、今おっしゃられたことに関して言えば、医療保険と年金が社会保険上セットになっているのをどうするかという問題は非常に大きな問題であって、特に在住外国人の場合は、そこは制度的に見直していくということを是非検討してほしいというふうに思います。

例えば、医療保険と年金を切り離すなり、また年金に関しても、例えば帰国するときに還付する制度であるとか、もしくは本国へ戻って通算する制度とか、いろんな手法があるようですが、そういうことを含めて、制度そのものとして見直しをしないと、今おっしゃられたように、ただ今の制度のままで外国人に加入ということを強く求めるだけでは問題は解決しないということはおっしゃるとおりだというふうに思います。

手塚部会長 同じ点の繰り返しかもしれませんが、一つは、外国人とは言いながら日系人の実態はどうなっているかと申し上げますと、彼らは所得格差は、例えばブラジルと日本とは10分の1ですから、当初、ほとんど99%の方が日本に定住したり永住するつもりがなくて、出稼ぎのつもりで来ています。

ところが、現在27万人おられる方たちというのは国に帰っても仕事がなく、お金を持って帰って家をちょっと直したりする程度で、仕事がないものですからまた戻ってくるという循環になって、徐々に定住、永住資格を取りつつあるということにして、ほぼ半数以上は帰らない。

それで、今の前提で3年ぐらい働いて帰るんだから自分は元気だし、年金も医療保険も要らないよということで、使用者の側も御案内のとおり、国民健保と異なり、社会保険で

すと使用者は保険料の50%払わなければいけない。それもセーブしたいという使用者側の意向もあって、自治体は非常に困るわけですが、結局、国保に入ったり、厚生年金には勿論、お入りにならないという実態です。

実際には社会保険事務所に行きますと、両方セットで入れということにしている代わりに、帰国する場合には3年分だけ保険料の50%を返すということで年金について救っているわけです。

ところが、御案内のとおり、日本人については脱退一時金というのがございません。ですから、例えば19年間、厚生年金に入っても国民年金に入っても年限を満たさなければ一時金支給がないわけです。けれども外国人の方たち、特に日系人の方たちはそれがある。知らない方も多いんですが、知っている方は3年に1回遊びに帰るときにそのお金を返してもらってそれで行く、そしてまた来て、また3年間払ってという、これも昨年、私、ブラジルに参りましたけれども、向こうでは払った分を全部返せという意見が要望の第一にあります。それからブラジル側は年金の通算協定をしてほしいということをおっしゃる。

ところが、ブラジルでは現在法改正中だそうで、現在は45年かけないと確かだめなはずなんです。にもかかわらず年金協定を締結したいというのはどういう意味なんだという話になりまして、結局、それも今のところは無理だと思います。

それから、返すというのも全部返すとか、やはりきちんと何らかの形の特別の何か年金みたいなものも必要だろうという意見もありました。

北脇委員も御承知かもしれませんが、浜松でも25歳くらいの青年が2人くらい交通事故に遭って、国民年金に入っていれば障害年金を一生受けられるわけですが、それが受けられなくて地域の住民や市で面倒を見ているというケースもありまして、年金の問題も非常に大きな問題です。それよりもなお大きいのは、やはり医療保険の問題だと思います。若くて健康だということであらっしゃっておられますが、いざ病気になってお医者さんに行くと重篤、重病でという、かなり医療費を食ってしまうことになります。それで、仮に国保に入っても市町村単位ですから、小さな国民健保の市町村ではそれで赤字がものすごくでることもあるそうです。

横山委員 わかりました。

熊谷会長 何かほかに。どうぞ、大来委員。

大来委員 今の御議論を伺った感じでは、一番手っ取り早いのは医療保険と年金を切り離すことのように思えるんですが、その方向での議論というのはどの程度、例えば政府の中で進んでいるのかということをお伺いしたいんです。

それで、なぜこれを申し上げるかと言うと、年金については政府がやらなければいけないかどうかというのは、これは非常に微妙なところでして、いろいろ公的年金の必要性についての論拠というのはたくさんあるんですが、それらの論拠を見ますと、どうしても公的部門が年金をやらなければいけないというところまで完全には言い切れないので、外国人の方々が日本に来た場合に、ブラジルから来た日系の在日のブラジル人の方の場合は、さっきお話がありましたように滞在が長期化する可能性があるので、最終的には日本で年金を受けられた方がいいという場合もあるかもしれませんが、一般論として外国人で日本に来ている人のことを考えますと、必ずしも日本で年金を受け取る必要はないと。最終的には、老後は母国で過ごすという人も結構いるかもしれないので、やはり国籍との関係で、日本国籍を持たない人の年金までカバーする必要はなさそうに私には思えてしまうので、やはり基本的には切り離すという方向がよろしいのではないかと。今のようなことをちょっとお聞きしようと思ったわけです。

熊谷会長 今の大来委員の御発言については、何か御意見はございますか。外国人について言えば、年金と医療保険はもう分離した方がいいのではないかとのことでしたが。

手塚部会長 医療保険だけはきちんと適用するということは、これは厚生省時代の通達等々でもきちんとしているんですが、それがやられていないということです。

それから年金につきましては、今おっしゃられたように切り離すか、あるいは医療保険も含めて特別の保険みたいなものがあり得るのかなという議論は部会の中で大分いたしました。それで、切り離した方がいいという意見もありました。

その辺りのところで実際には、その問題はここで議論をする場でもありませんので、政府の方に一つの提言としてこういうことも考えられるということは投げかけてみたいという具合に、私は部会長として考えております。

それから、年金協定についてももう一つ補足いたしますと、年金協定はドイツから始まってイギリスやアメリカ、それから韓国等々でこれからなされるようですが、つまり自分の国の年金に入っていて、保険料を払っていて、よそに行ったときによその国では必ず年金に入れということを言うものですから、そうすると二重払いになるということで、こちらの部分について向こうでもし、例えば日本人がアメリカならアメリカで30年、20年いた方が向こうで保険料を払えば、その年金権と支払った保険料も一緒に日本に持って帰れるというところの協定の内容ですので、本当にきちんとした国の方々は自分の国の年金に入っているからそれでよろしいのではないかと。

ブラジルも45年と申しましたけれども、年金加入者の数というのはパーセンテージはな

いそうですね。せいぜい10%か20%だということをお聞きしています。正確に調べたことはありませんが、ほとんど年金に入っていないという状態のようです。日本に来られている方にも年金に入っていますかと聞きますけれども、ほとんど入っていないと言う。

それからもう一つ、先行き20年、30年たったときに心配なのは、お年寄りも連れてこられているんですが、一世、二世の方たちも一緒に来られているんですがそういう方たちも、それから永住化された方たちも全部無年金になる可能性もあるというようなことも議論いたしました。

熊谷会長 それから、先ほどの日系人雇用状況報告の義務化、そしてそのデータベース化について櫻井委員から、その懸念というか慎重にというような御意見がありました。今、ちょっと議論が保険だけに少し収斂しましたので、そのデータベース化について何か御意見があれば..どうぞ。

櫻井委員 ちょっと意を尽くさないところがあったんですが、私が申し上げたいのはデータベース化が悪いとか、あるいは事前に情報を収集する、あるいはそれを活用することが悪いということをしているのでは全然なくて、適切にやりましょうということです。先ほどパラダイム転換と言いましたが、今までの、例えば公法学の議論の中では、国の権力をなるべく行使しないのがいいんだというのが従前の考え方だったわけです。だから、権力を行使しなければしないほどよろしいと。

ところが最近になりまして、食品行政もそうですし、あるいはいろんな、外務省もそうですけれども、要するに行政庁の権限の不行使そのものが問題で、まさに適切な公権力の行使ということが強く求められているというところがあります。

この外国人問題とか、あるいは犯罪者対策みたいな話というのがタブーになっていたところもあってなかなか入り込めなかったところなんです。理屈からいっても、それから実態からいっても待ったなしになってきて、傍観しているわけにはいかないといいますが、事なかれ主義でいかないところに多分来ているんだらうと。声なき声があると言っていいんだらうと思うんですが、やはり治安がこれだけ悪化してきますと、適切に権限を行使すべきときは行使すべきだということになると思うんです。

情報収集につきましては、予防行政ということを最近言うんですが、これは行政警察作用の話になりますけれども、あらかじめ犯罪が起きないように、あらかじめひどいことが起きないようにという形で行政が活動すること自体に、結局、踏み込まざるを得ない状況というのが個別法の分野だとあります。例えば昨年でしたか、消防法の改正というのがあったんですが、危険物に対して消防庁がどういう対応をしてきたかという問題につ

いて、今までは行政指導などで何となくやっていたような、やっていないような個別的な対応を、まさに質的に転換して、要するに行政指導ではなくて行政処分をやるし、それから実際に執行体制を整えた上で、事前にいろいろな情報収集をする仕組みをつくって危険物についてあらかじめ予防的措置をとるといようなことになりました。恐らくここでの問題についてもそういうことが求められているということだと思っております。

私はむしろきちんとやってほしいというふうに思っております、言っではいけないかもしれませんが、懸念されるのはマスコミ対策といいますが、マスコミの人が反応すると大変なことになってしまって、本当はやらなければいけないことができなくなるということが最近、多いように思います。その辺りもどういうふうによく理解してもらってやっていったらいいのかなということが懸案としてはあるかなと、こう思っているわけです。

熊谷会長 御発言の趣旨はよくわかりました。私がちょっと取り違えた面もありまして、大変よくわかりました。

ところで、マスコミ出身の仮野委員はいかがですか。

仮野委員 新聞が変に誤解してあおってははいけませんね。それはそのとおりだと思います。

熊谷会長 新居さんはいかがですか。

新居委員 そういう心配は余りないのではないかと思います。マスコミは人権に敏感ですが、世論にも敏感です。私個人の意見を言わせていただければ、現に資料にもございますけれども、世論調査をすれば簡単に外国人を入れることはどうかという、治安の問題というのはいろいろ国民の関心が高くて、今、治安について非常に不安に思っているわけですから、外から入ってくる人については、やはり情報をデータベース化するというのは基本的に必要なことではないかというように私は思っています。

熊谷会長 今の御発言にありましたが、確かにいろいろな世論調査の結果は拒否的と言うと間違いかもしれませんが、そういう雰囲気はありますが、そういう中でのこういう問題についてどう対応すべきかということについてはいかがですか。

手塚部会長 実はごく数日前に、私はシンポの方には出られなかったんですが、アジア財団等々が共催で、この問題でのシンポがあって、そのときの出席者のガイスラー教授という方と先日、お話をいたしました。

ヨーロッパやアメリカの場合は、外国人というと一緒にたではなくて、当然のことながらきちんとした仕事をして家族をきちんと、例えば教育をして住居に住んでという、そういう人たちにつきましても、これは全くその国の人間と同じで、ほとんどの圧倒的な多く

の人々と、何%かわかりませんが、犯罪を犯すような状況にある、あるいはそういう目的でいる人と分けなくてはいけないという議論がございました。

たまたま、ごく最近の『ビジネスウィーク』ですか、スイスはヨーロッパの真ん中の国で、非常に多くの外国人が住んでいて、しかも外国人を9か月か10か月受け入れている国なんです、そこでも外国人の排外政党の保守党の支持率が4%から35%に一挙に上がったという記事が日本の新聞にも載っていたと思いますが、そういう排外主義やクセノホビーというのは日本はやはり留意しなくてはいけない犯罪に関連する問題です。

犯罪の問題でもう一つ逆の面を申し上げますと、やはり留学生、就学生を含めて働いている方たちも、本来のきちんとした仕事をしたり勉強をしていてくれれば、そしてそのための経済的な、あるいは社会保障等々もきちんとしていればそれでいいわけですが、そこがきちんとしていないことが表裏一体の関係だと思えますね。そのところを、私ども日本側としては気をつけなくてはいけないことだという具合に思っております。

仮野委員 質問でございますが、現在、70万人の外国人が就労しているところに書かれています。そのうち30万人が日系人ということなんですが、いわゆる不法就労者というのはどのくらいいるものなんでしょうか。

というのは、こういうふうにいるんな罰則を設けたりする時代に既になっている、そこまで事態は深刻になっているんだということはよくわかりますし、その必要性もわかります。ですから、私は基本的には賛成なんです、実はよく考えてみると、その不法就労者を受け入れている企業風土というのか、あるいは雇用者風土というのがあるのではないのでしょうか。安上がりで、不法であろうが何であろうが、雇用している事業主が日本中にあちこちいっぱいいるということでしょう。その意識を変えてもらわないと、いろいろなこういう法令や罰則をつくっても、結局はだめなのではないかと思うんです。

ですから、これは官の側が幾らそこを考えてもなかなか難しいところがあって、結局のところ、不法就労者を受け入れないという運動が何かを国民的に起こさないといけないかと思うほど深刻な話ではないかと思っています。企業サイドというか、これが日本経団連だけでは解決できないし、どうしたらいいものかがよくわからないんですが、そういうふうには私は思っています。不法就労者はどのくらいいて、我々はその不法就労者の扱いをどうしようとしているのか、そこをちょっとお聞きしたいんですが。

熊谷会長 それについてはいかがでしょうか。

手塚部会長 その点では、次のように考えられるし、そういう議論もいたしました。日本経団連の代表の方もオブザーバーで御出席いただいたんですが、要するに、例えばフォ

ローアップ委員会などでは厳しいことをおっしゃる先生もおられました。一流企業での実際の現場では組み立てのところでは使っておられない。けれども、その下請けや関連企業、孫請け以下に行ったら非常にたくさん使っておられる。この問題を日本経団連以下で直視してほしいということは要望いたしました。

そして、その点では今回の日本経団連の中間とりまとめは、その点は厳しく自分たちの方で律するんだという姿勢をお見せになった。今まで、多分この間も私、あちらに申し上げたんですが、旧日経連、それから日本商工会議所、これも最近報告を出していますけれども、それから経済同友会等々、経済団体は今までそういう要望書とか報告書というのを今から10数年前のバブル経済時から数回出しております。この中でも今回の中間まとめというのは非常に立派なものだと思います。日本の国内が、いろんな外国人も来て、若干トウ・レートなのかもしれませんが、活性化していかなくてはいけないということを冒頭からうたって立派なものなんです、そこのところを経済界で何とかしていただきたい。

それから、もう一つは官の方の問題なんです、不法就労助長罪というのがございまして、現実の例があるんですが、銚子の漁業協同組合と称しながら人材派遣というのか、中国から研修生をたくさん連れてきて、それで延べにしたら1,500人ぐらい全国に、技能実習生ということで受け入れて、そして派遣をしていたところが実際の魚の加工をしている業者さんは14万円ぐらい協同組合に払っていたんですが、3万円ぐらいずつしか本人払わなかった事例がありました。これは千葉県の労働基準局と千葉の検察庁が、その協同組合の2人を送検いたしました。そして、重い方の横領罪で実刑判決が出ました。

しかしながら、今の刑事訴訟法によりますと、1人ずつ立件しなくてはいけないので千数百人は全部できないと。それで起訴の期間も迫っていて、本当に過労死が出るような状況だった。労働基準局もそうだったようです。外国の例としては実質的にはアメリカの1985年法が、やはり不法就労助長罪の基になるような法律を受け入れておりますが、それも余り効果がないというのは御案内のとおりです。

日本の場合だったら、やはりいわゆる故意犯というんですか、踏み込んだ話をさせていただきますが、形式犯になれば、かなりきちんと使用者を取り締まれるだろうと。やはり、取締り側の行政当局もきちんとしていただきたいことなんです、そこでだれかが雇えばおれも雇おうという話になって、結局、皆さん安く雇って自分の財布を膨らませているわけです。

それで、バブルのときにもそういうことをおっしゃっていましたが、人手不足のときに、だってうちは明日にも人がいないんだから不法就労をやるのは当たり前ではないかと、こ

ういう具合に言っていた人たちが今の高校生があれだけしか就職できない、大学生でも50%しか就職できないという状況の中で、相変わらずのことが続いている。これは歯止めを打たなくてはいけないだろうというように私は考えております。是非、そうしていただきたいと思います。

熊谷会長 さまざまな問題が提示されておるわけですが、何かほかにございませんか。

手塚部会長 一つだけ付け加えますが、不法残留の人たちはピークのときはたしか30万人ぐらいにいきました。それで、現在は22万552人です。8万減ったわけですが、実質的には減っていないのと同じだと思います。その代わりに、バブル経済の最中にはバングラデシュやパキスタンの人たちが働きに来て、その後はイランの人たちが働きに来て、その人たちが新しく来れないように査証免除を停止したりしましたから、来れなくなって、結局、その代わりに日系人の方が使われているという、ある意味ではミゼラブルな状況にいるんだと思います。

熊谷会長 植本委員どうぞ。

植本委員 先ほど、仮野委員からお話いただいた企業風土の問題ですが、これは外国人の就労の問題ではなくて、日本の労働環境を取り巻く問題に帰結をするのではないかと、お話を聞いていて特に実感をしています。

先ほどのバブル期に人手不足だからやむを得ないという場面から、今、失業者がこれだけ増えているという状況に変わり、そしてまた、女性や高齢者の就労に対するさまざまな制度が不足しているために、日本の活力が育たないというOECDからの御指摘もあるわけです。さらに、前回の部会のときにも少し申し上げましたけれども、企業で雇用主の責任をどう果たすのかという意味では、働いている人の顔を見た雇用ではなくて、言わばコストとして人件費を見るということだけに収斂していった結果、不法就労者は一番安上がりではないかというような悪循環が出てきていると感じています。

勿論、私たち自身の問題でもあるわけですが、こうした労働環境をめぐる問題を議論して解決をしていかないとならない。例えば日系ブラジル人の先ほどのケースの議論も、日系ブラジル人だからこそ、見えざるを得ない個別の存在なのだと受け止めるべきではないでしょうか。また、今の罰則の議論にしても、本当にそのことをやるためには、例えば労働基準監督署ではどういう陣容でなければならないのかとかいうこととセットで、望むべくはこうだということまで議論を煮詰めて提言をする形でないとだめなのかなと思うのです。そのときに雇用、働かせている側の責任をどう考えていくのかということにも言及をしていただきたいと思います。

北脇委員 今の企業風土に関する議論で、私も一つ付け加えたいんですが、不法就労を助長するような企業風土は改められなければならないということはそのとおりだと思うんですが、それだけではなくて、労働条件について日本人と外国人でダブルスタンダードがあってはならないというその部分についても、やはり企業風土を改めていかなければいけないと思うんです。

と申しますのは、先ほどの社会保険の話に戻るんですけども、企業が社会保険に入っていない外国人を派遣の形態であれ、請負の形態であれ、自分の工場なり何なりで働かせるということは、結局、派遣業者だけではなくてその工場を持っている企業自体もダブルスタンダードを助長しているということになると思うんですね。だから、そこら辺のところもやはり改めていってほしいと。私はそういうことまで含めて、経団連なり、経済界は取り組んでほしいというふうに思います。

熊谷会長 今、いろんな御提言がなされまして、今の外国人の雇用問題、それから社会保障の問題について、基本的には今、この部会で御提言になった4つのテーマということについては皆さん、賛意を表していただいたと思っております、私どものこの海外交流審議会の総会としての方向づけとしてはこれを認める、承認させていただいて、しかしながら今、特に不法就労を助長する企業風土の問題、雇用主の意識、それから実際の就労条件としてダブルスタンダードのような状況がいろんな問題を生んでいるというようなことについての私どもとしての考え方を更に付け加えてやっていかなければならないというような御意見がございました。

それから、データベースをつくる、日系人の雇用状況報告を義務化するということについては、今までの御意見から言えば、当然国内に入っている外国人を絶えずフォローすることは大事で、適切にやらなければいけないと。行政としては、むしろ積極的にやっていただくことが大切なのではないかというような意見ではあったように思いますが、そういうような今までの御発言を踏まえて、今、手塚部会長から御報告のありましたこの雇用問題、社会保険の問題については、一応、ここで議論を次に移らせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

横山委員 その前に確認的なことですが、ここに提案されているようなことを、例えば外国人に、日系人の方に手帳を持たせるとかというようなことは、現行の国内法の体系上許されるのかどうかというのは語弊がありますが、問題を生じないのかどうか。それから、国際法上にもそういう扱いを外国人について行って問題がないのかどうかということは、一度お確かめの上で御見解を伺いたいと思います。

熊谷会長 これは、御専門の委員がおられますが。

手塚部会長 実は、EUの中でシェンゲン協定国というのがございます。シェンゲンというところできた協定で、これはドイツとかベネルクスから始まって、ベネルクスは御案内のとおり、行き来は自由、国境は撤廃しましたね。そして、入国審査もない。

ところが、ずっとそれを広げていったときに、いわゆるものすごい移民圧力が外から何百万単位で入ってきているということで、例えば最初、ドイツに入国しようとしてだめだった場合にはフランスへ回る。それでイタリアへ回る。イタリアが一番入りやすいというので、イタリアからどんどん北へたくさんの方たちが入ってきたというようなことで、シェンゲン協定というものによる、シェンゲンのビザカードというものを外国人の方に持っていて、そこにはかなりの情報が、人権保護のための情報も含めて入っている。

それから、例えばパスポートですけれども、これも笑い話なんです、この10月にシンポジウムをやりましたら、ドイツの連邦雇用庁の研究所長さんが見えて、それで日本の政府が旅費を出すことになっていて、そうしたらパスポートのコピーを持ってこいというんですね。パスポートはみんなカードになっているんです。日本でもいずれそうなるのですが、その中にかんりのデータが入っている。ところが現在の日本旅券は冊子になっていて、結局、中に入国、出国のスタンプを押すようになっているんです。だけれども、それはもう今はよそではしていないところが多くなってきているわけですし、その点で外国人の方たちも、そういう形の手帳を持つというのは決して悪くない、グリーンカード制というのは、よそでも言われていますが、そのままをすることはしていないんですけれども、何らかの形のそういうものがあつた方がよろしいという、そういう議論がございました。

なお、人権上の問題とか、いろいろありますから、個人情報の問題ですから、研究、検討をさせていただきます。

櫻木委員 前回の外国人部会で申し上げているので、繰り返しになりますが、少なくとも日本にいらっしゃる外国人について、人権の観点が抜けているような基本的な方針はまずいと考えます。

不法就労者を含めて、単純労働と言われる労働現場では、相当劣悪な環境の中で労働させられており、また日常生活においても非常に条件を満たされていないままに過ごしている現実があるわけです。

その中でいかに人間としてその人権を守っていくかというときに、単に企業の風土の問題だからとか企業に頑張ってもらいましょうという、そういう精神論だけでは何らの解決もおぼつきはしません。国として人権教育を具体的にどうやって行っていくかという基本

的な施策をつくってその実施状況をチェックをしていくという面と、オンブズマン制度の確立が必要であると言えます。

今度フォローアップの提言のとりまとめでありますオンブズマン制度は、もう少し質を吟味した方がいいと思います。つまり、所轄官庁にオンブズマン（パーソン）を置いたら、これはオンブズマン（パーソン）にならないわけです。オンブズマン（パーソン）制度に関しては、結構各国とも、例えばこの前私はオーストラリアに行ってみてきたんですけども、相当入念な、緻密な政策の中でオンブズマン（パーソン）制度がシステムとしてでき上がっていました。

第三者機関性の強いそういうオンブズマン（パーソン）と、例えば人権教育を国が推進する（実際のやり方については、NGO等との協力が必要と思われる）ということを裏腹な関係でやっていくということにならないと実現化は難しいんじゃないかと考えます。

特に、所轄中央官庁に配属するというのは、非常に問題が大きいんじゃないかというふうに考えます。

大来委員 この日系人労働者手帳というのは、日系人だけしか持てないわけなのですか。

手塚部会長 いや、外国人全体で日本に来られている方たちの場合に持てるようにと。

大来委員 そうですか、そうすると、ここに日系人と書いてありますけれども、日系人だけじゃなくて、全部の外国人ということですね。

手塚部会長 はい。

大来委員 そうですか、それなら結構なんです。

朴委員 前回欠席でフォローできないんですが、今、おっしゃられているカードというのは、例えば従来持っている外国人登録証明書というようなものに代わる、それにいろんなデータをインプットしているものを携帯させるということなんですか、どういうことなのか、ちょっと説明をお願いしますでしょうか。

手塚部会長 登録証につきましては、前回の外国人登録法の改正のときに議論がございました。在留資格と表裏一体の関係にするのか。今、日本におられて、極端に言うと市町村に住まれて、何ら在留資格がないオーバーステイの方でも申請すれば登録ができるということになっているんです。在留資格なくても、なしというので。

しかしながら、それはきちんと両者の関係をどうするのかということを含めて検討するということも考えてみたらどうでしょうかということなんです。

朴委員 さっき手塚部会長がおっしゃられた、ヨーロッパやアメリカのグリーンカードとかと外国人登録に関わるカードというのは、ちょっと性格が全然違うものだと思ってい

るんです。

私自身、外国人登録証を持っているんですが、それはある意味では、日本に住む人にとっては住民登録みたいなもので持っているものですね。それではないと。

手塚部会長 ではありません。シェンゲンカードというのは、非常にコントロールのきついものです。

例えばの話が、フランスで自動車泥棒をいたします。それで彼自身がシェンゲンカードでアイデンティファイされまして、それでポーランドの国境ですぐに捕まるということもございませぬ。そういうことは外国人の99%の方たちは、日本で本当にきちんと働いて、きちんと日本の税金を払われて、普通の我々と同じ方がほとんどだと思うんです。シェンゲン協定というのは、中は自由にしたと、国境のコントロールはなくなったわけです。

ただ、非常に困ったのは、オランダはドラッグについては個人の自由だという立場を取っていたために、アムステルダムと、ロッテルダムからどんどん入ってきてフランスやドイツは困ってチェックを実際に行っていました。

しかしながら、中に入って国内できちんとされている方も含めて、そういうことが特に個人自身の人権と、それから権利と、それから義務もあるわけですし、ある程度ですね、そういう最低限のデータが必要ではないだろうかということなんです。

朴委員 それを各個人に持たせるということではなくて。

手塚部会長 できたらそうしていただきたい。労働者手帳は雇用の点だけですから、当然ですよ、だから全部のデータということではなくて、労働者手帳というのは、自分はきちんとした社会保険に入っていること等を記載するものです。労働条件で1つの例としては、パートタイム労働手帳というのがございませぬ。これは労働条件全部書いてあって、社会保険とか、雇用保険とかも含めて、それはもう雇用とか、社会保障上の権利のためにそういうものをお持ちになっていただくと、そういうことです。

朴委員 ある意味では、アメリカのIDカード。

手塚部会長 そうですね、グリーンカード。

朴委員 それだという理解でよろしいですか。

手塚部会長 はい。

朴委員 ありがとうございます。

熊谷会長 それでは、まださまざまな意見があるとは思いますが、次のテーマに移りたいと思いますので、基本的に今のいろいろな御意見を海外交流審議会の1つの提言の中で十分取り入れさせていただくことをお約束して、次の第2点目の在日外国人の子弟の教育

の問題についてに移りたいと思いますが、これも手塚部会長から報告をお願いいたします。

手塚部会長 この問題についてもフォローアップ小委員会の提言をたたき台として議論を行いました。とりわけ最近の一番大きな問題としては、在日日系人の子弟の教育問題でございます。

将来、本人が母国に帰国するとしても、あるいは日本に住み続けるのかによっても対応が違ってくると思いますが、いずれにしても正式のデータというのは取れないのが実情ですが、不就学や不登校が義務教育年限の子どもたちが40%だと言われております。

この数は、ドイツなどのトルコ人は、はるかに多いという御説があるようですが、それは間違いでして、わずかに20%です。それでもドイツは大変問題になっております。

アメリカのヒスパニックの場合は、ほとんど全員、どんなことがあっても、州政府以下が義務教育は、例えばヒスパニックの地域ではスペイン語の学校をつくったりして、やっているということで、ほとんどは義務教育は受けていると。

しかしながら、現在、一番子どもさんたちが多い日系人の場合は、多いところでは半分以上であるという、そういうデータも出ております。

これらの子弟の将来というのは、放置したままでおくことは非常に不適當でありますし、確かにこれらの子弟は非行に走りやすいという現実がございます。これも日本社会に関わってくる重要な懸案であると、そういう指摘がありました。

とりわけ、これらの子弟の義務教育の受け入れにつきましては、地方自治体は、これを無償かつ無条件で受け入れること。それから、保護者が子弟に教育を受けさせる何らかの義務を明確化すべきではなかろうかという意見が出ました。

他方、特に日本の義務教育ですと無償ですが、いわゆるブラジル人の学校のような、そういう学校等々には、学費や言葉の問題もありまして、学校に通わせることには熱心でない保護者がいるのは現実であります。

公立高校での日本語のできない外国人子弟の受入体制につきましては、文部科学省等ともそういうことで施策をしておりますして、各都道府県も施策をしていて、市町村もしていて、外国語のできる教員を置いたり、巡回させるなど措置を取って力を入れております。

また、NGOとNPOの方々の活動も大きな役割を果たしているという意見もございました。

子弟が帰国する場合には、特に日本を理解して、日本人の友人を持つということまで含めて、親日家として帰国することが望ましいとの意見で一致しました。

ですから、より一層の日本語教育と教育環境の充実が必要であるという意見や、外国人

学校に対しまして、一層の支援が必要であるという意見が出たわけでございます。

以上であります。

熊谷会長 ありがとうございます。いつも最初に御発言いただくので大変恐縮なんです。北脇委員に実際の地方自治体として、こういう問題をどういうふうにか、またどういうふうにか処理されているのか、ちょっと現状を踏まえてお願いします。

北脇委員 今、部会長の報告があったことで、大体網羅されているとは思いますが、自治体にとっても外国人子弟の教育というのは、非常に大きな問題です。不就学者というのがありますし、それがそのままの状態が大きくなっていくと、やはり職に就けないということで、またそれが非行とか犯罪に走るということで社会の不安定要因にもなっていく。そういうことにならないように子弟の教育をきちんとやっていくことが大きな課題だというふうに思っております。

それで、浜松市の現状をちょっと申し上げますと、浜松市立というか、公立の小中学校に通っている人が53.2%。それから、ブラジル人学校などの外国人学校に通っている人が30.9%、そして不就学者が15.8%という調査が出ております。

ですから、なかなか統計を全国的には取りにくいと思うんですが、今、部会長さんのお話では、全国的には40%ぐらいの不就学があるということですが、浜松市の場合は、不就学が15.8%で、それに対して外国人学校に通っているのが30.9%あるという状況がありますので、もしこの外国人学校がなかったとすれば、ここの部分からかなり不就学の方に回ってしまって、全国の平均に近い不就学になるということもあり得るかなというふうに思います。

それで、自治体としての状況から申し上げますと、文部科学省の方針として、公立の小中学校で希望すれば外国人子弟でも受け入れるという方針が出ていますので、そのとおりにやっております。

ただ、問題は2つありまして、1つは財政的な面を考えたときに、今、文部科学省が制度の中で、教員を外国人子弟が多いからということで、特別に増やす制度があります。ただ、それについては制度化されておりますけれども、それだけで人的スタッフとして足りるわけではないので、浜松市として独自に指導補助員であるとか、相談員とか、カウンセラーとか、そういうのを置いているわけですね。そこら辺についても現状では、浜松市としては、国の緊急雇用対策を活用しているものですから、そこにも国の財源は充当されていきます。しかし、これは恒常的なものではない。

ですから、今、文部科学省が公立の小中学校で希望すれば、外国人子弟を受け入れると

は言っているけれども、今、全体の教育財政制度の中で言うと、非常に不十分な扱いにとどまっているということが1点。

もう一つは、教育内容的に見たときに、ただ普通の小学校、中学校に外国人子弟を受け入れれば、それでみんな適応していけるかという、全然そうではないわけですね。日本語能力だってまちまちですし、母国語能力が十分発達していないために、理科であるとか、算数であるとか、そういう教科的な内容についても十分な理解ができない、そういうような問題があります。

ですから、ただ受け入れるというだけではなくて、外国人子弟に見合った教育を提供するというような、ある意味では教育内容の複線化ということが必要だというふうに思っています。

こういう点では、浜松市としては独自事業として、外国人の児童の学習サポート教室というのを昨年度からやっております、これは当面ブラジル人を対象なんです、日本語とポルトガル語のバイリンガルで教育を提供する。それは、学校教育の補助的な位置づけではあるんですが、そういうバイリンガルで教育サービスを提供するということにも踏み出しているんですが、これはまさに市の独自事業としてやっているということなんです。

あとそのほかに、やはり日本語教育ということについても非常に重要なので、これは子どもだけではなくて、大人も含めて日本語教育、日本語学習の機会を提供していく、これについてはボランティアの皆さんなどにも協力していただきながらやっているというような現状です。

もう一つ、教育に関する問題としては、外国人学校を設立する場合に、勿論、本国で学校法人の資格を持っているものもありますけれども、それだけではただちに日本で日本の学校法人になるわけではないわけですね。

そのときに、やはり学校法人、ないしは準学校法人、各種学校、こういうものの設立を認められるためのハードルが高いんです。特に問題になっているのは、準学校法人であれ、各種学校であれ、土地とか建物を自己所有するということが大きなネックになっております。

ただ、これは私どもが外国人共生特区というのを提案して、文部科学省にその資産の自己所有要件を外してほしいということをやったら、いや、それは必ずしもそれを要件にしているわけではなくて、都道府県の判断だというふうに返ってきているんです。

実は、その件については、今、私どもは静岡県と協議中なんです、なかなか簡単に緩和されないというのが静岡県の実情ではあります。その辺がもしクリアされてくると、

外国人学校に対して、日本の法人格を得るということで、自治体からも助成ができるような道が開けてくるということはあると思っております。

そんなところが、自治体における実情ということですよ。

熊谷会長 今、北脇委員から大変懇切に浜松市の現状、それから問題点などが説明あったわけですが、この日系人の子弟の教育の問題というのは非常に大きな問題を含んでいると思いますけれども、何か御発言はございますか。

手塚部会長 北脇委員自らはおっしゃられなかったんですが、浜松市は本当に全国に先駆けて、いわゆる加配教員を市の財政で独自におやりになって、今、文部科学省の制度ができておりますけれども、それよりも前に、たしか5年か10年前からおやりになって、今日に至るまで、そういう市長さんのお話があったとおりでございます。

では、全国の自治体がそういう御認識をお持ちになっているかということ、そうではないということも事実でして、そのギャップが非常に大きいということが、私どもとしても悩みでございます。

中には、本当に受け入れても困ってしまうということをおっしゃる学校の先生もいるやに伺っております、その点だけ付け加えさせていただきます。

中谷委員 細かい点で教えていただきたいんですが、学習サポート教室については、留学生を積極的に先生として活用されるというようなことは既になされているのでしょうか。留学生にとっても経済的なサポートにもなるかと思ひまして、お聞きしたいと思います。

北脇委員 今のところは、日系ブラジル人で浜松に住んでいる人、それからポルトガル語を専門に勉強した日本人の方、そういう方たちに先生をやっていただいております。

ただ、今後留学生とか、それからまたブラジルの大学から来ていただいて、こういうことで活躍していただくということについては、それができればいいなというふうに思っていますので、検討していきたいと思っております。

熊谷会長 今日は、各省庁のオブザーバーの方も後ろで傍聴されているんですが、この際、少し言っておきたいとか、あるいは注文したいとか、あればどうぞ。

中山委員 注文ではなくて、非常に卑近な自分の経験をお知らせしておきたいと思ひます。

1975年のことですから、30年近く前ですが、ワシントンに転居いたしました。子どもがバージニア州アーリントンの地域の小学校に1年生で入学しました。日本人は1人でしたが、英語ができない子どもが5人ほどいました。日本人とイタリア人、韓国人、イラン人、もう一人。

全く英語が話せないまま、現地の小学校に入れたのですが、その小学校では、この少数の子供たちに対して、朝1時間早く学校に出てくれば英語を教えるということでした。この5人の生徒のためだけに、毎朝、地域の学校の先生が英語を教えてくれました。これが子どもが学校になじんでいく最も重要なポイントだったかと思います。お陰様で子どもは全く何の問題もなく育ちました。

日本に戻ってきてそういう学校があるかなと思いましたが、当時、日本語のできない外国人の子供が普通の小学校に入学するのは非常に難しかったかと思います。

今の浜松市のお話を伺ってすばらしいと思いました。多分日系の方が何人がたくさんいらして対応していただいていることと思います。そのような状況に加えて、本当に一人か二人、日本語のわからない子どもが学校に入ってきたときに、または入りたいといったときに拒否しないで受け入れられるような体制についても何か工夫していただけたらありがたいと思っております。

朴委員 私の立場が立場であるだけに、いろんなところから日系ブラジル人というか、それだけではなくて、ペルーからも今はたくさん来ておりまして、学校には来たものの、余り面白さを感じないようだとか、あるいは普段の学校の生活にはなじめなくて、暴れることはしないけれども、どうもそのまま放置していたら、困るようなだけけれども、今の学校の教育のカリキュラムでは動きがなかなか取れないのでどうしたらいいのかという相談はよく受けています。

今、私のいる三重県ではどういう形で教育委員会で提案をしているかということ、総合教育という中で、そこには例えば小学校などは70時間とかの時間を総合教育でどうするかということがあったときに、環境問題などをやっている場合が多いんですが、例えば人権教育と結び付けた形で外国の子どもたちが日本になじんで、学校が面白いという形にするためにはどういうのが必要なのかということを経験の中で位置づけてやったらどうかということがありました。そこで低学年として1年～3年、高学年として4年～6年を分けて、月に1回ないし2回を全校生徒に約1時間の枠を設けて、お昼をはさんでやるので実際には1時間ちょっといくと思うんですけども、国際理解教育という、書類にはそういうふうを書くんですけども、フレンドリータイムという形にして、仲よくしましょうということで、子どもだけではなくて、PTAも動かして、日本の中で外国に行った経験のある人、あるいは日本に来て子どもたちを通学させている保護者とかで、時間が許す限り来てもらって、それぞれの自分のところでの食べ物も持ってきて、それでこういうものを食べて、こういうことをやっていって、日本が好きで来ているんだとか、そういう話

をしていると、子どもたちは非常に柔軟な考えを持っているので、ああ、そうなんだという形で、むしろ両方の言葉ができて、あるいは両方の文化がわかる何々ちゃんはうらやましいなという形で言っていて、照れくさそうに笑っているという顔を見ていると、不登校だとか、なかなか日本になじめなくて困るんだというネガティブな側面ばかりではなくて、彼らのいいところを引っ張り出して、みんなにそこを機会あるたびに知らせていくという努力は必要かなと思っているんです。

なぜこういう話を長々としているかということ、ただ、文科省の方のカリキュラムの中では、総合教育だ、国際理解教育だというのは、特に国際理解教育というのは、指定をされた学校は運よく、かなりの時間を外国の人を講師として入れられる枠があって、それは1時間、2時間お話しして、謝金として1,000円、2,000円という形で、そういう枠がまだあるんです。その学校に通っている子はまだラッキーなんです。そういうところのカリキュラムでさえ受けることができない学校にたまたま行くことになった外国人の子どもたちは、不公平なこともあるわけでありまして、それをまんべんなくよくするためには、総合教育という、総合学習で皆が悩んでいるんです。70時間をどういうカリキュラムで組んだらいいのかというのを悩んでいるので、その辺が柔軟にできるような形のを文科省の方も話し合いをしてやっていくような仕組みを考えると、特にNGO、NPOとかは、地域で物すごく頑張っているんです。そういうところは、言葉は悪いけれども、金をかけず、一番いい形で効果を得るのは、多分ああいうやる気のある方々をいい形で活用していただくという部分で手を組ませる。

それから、外国から来ている保護者は生活に追われていて、子どもの教育もろくにさせていないんだという問題の親として見るのではなくて、そういう中で頑張っている者をどう手助けすることができるのかという目で見方を変えれば、たくさんいるんなところで、最初は幾ら読み書きをしても、ほとんど来なかった人たちが、時間をうまく変えたりとか、そういう形でしていたら、1年も2年も続けてやっていたら、今はもう、あのお母さんたちが、自分たちが食べているものをつくって、給食の時間に、今日はブラジル食デーとかいう形にして協力してくれるというところまで来ました。それには約二年近い時間が必要だったと思うんですが、あの人たちにも、自分たちがやれる部分があるんだよということをどう呼びかけるかという最初の切り口のところが工夫が必要であって、私から見ると、みんなが一緒に手を組んでやっていくんだという姿勢をどう呼びかけるのかという部分を工夫すれば、できるんじゃないかなという気がしてならないんです。

熊谷会長 大変興味のあるお話、御提言だと思います。ほかにこの問題で、どうぞ。

櫻木委員 この問題を論ずるときに気をつけなければいけないのは、外国人の主に単純労働に携わる人たちの子どもさんたちの教育が、一種の困り者とか、厄介的な雰囲気にとらえられては非常に問題であると。その点は気をつけなければならないと思うんです。

と申しますのは、まず私どもが日系人に限ってはいるものの、そういう労働力を受け入れるということは、単に商品を入れる、石油を入れるのとは違いまして、労働力に伴う人間そのものを入れるわけです。ですから、その人間には家族もいて当然ですから、国の政策として、もし受け入れるということをした以上は、その子どもたちに対して教育を受けさせる義務が国としてある、人権の問題としてあるんだというところに腹を決めないといけないと思うんです。それがないと、何となく厄介者を扱うような論調に流れる危険性があると思うんです。

もう一つは、先ほど具体例があって非常に面白かったのは、やはり国際協力とか、国際人になれということを経営者に言ったところで、大きくなってからいきなり言われても困るわけで、まさにこういう機会、これからますます国際化がある以上、いろんな人がいて当たり前なんだという前提で、日本人の子どもに対する教育をなされなければならないという意味においては、非常にこれは利用すべきだと考えます。

それから文科省の問題になると思うんですが、外国人の子弟という単語が本当に正しいかどうか、私は引っかかるんで、子女と言うともっと引っかかるんですけれども、お子さんたちに人権教育を最もしなければならない省庁であるわけです。それが例えば外国人に対しての人権教育をどういうふうにやって、指針を出して、具体的にやっていくのか、もう少し具体的に出して、それを検証していくべきではないか。それが必要なと考えます。

大来委員 私が20年以上前、フランスに住んでおりましたときに、私の子どももフランスの現地校に入れたんですが、フランスでは特別なことはやってくれなかったんですが、私の子どもは小さかったものですから、幸いについていくことができたんです。概して小さければ小さいほど特別なことをしなくてもついていけるはずだと私は思うんです。

勿論、そうは言ってもついていけない子どもも出てくると思うんですが、その際に問題になるのは、落ちこぼれる子どもというのは、外国人のお子さんだけではなくて、落ちこぼれていると思うんです。それをどういうふうに対処するかという学校教育全体の、特に初等教育全体の問題なんじゃないかと思うんです。

だからと言って、底上げだけを志す教育がいいとは思いませんけれども、つまり、優秀な子どもを更に伸ばすという教育も必要だと思いますが、落ちこぼれをどうするのかということについて、もっときちんとした方針が欲しいと思うわけです。それがあれば、特

に外国人のお子さんたちに対する特別なことは、もしかしたら要らないんじゃないか。

浜松市の例のようにポルトガル語のできる人を配置するとなれば、これはお金もかかるわけですがけれども、もし落ちこぼれないようにするということに相当なエネルギーを傾注するシステムができれば、財政的にも無理なく、いろいろなことができるんじゃないかというのが感想であります。

熊谷会長 ありがとうございます。横山委員どうぞ。

横山委員 私もちょうど中山委員と同じころに、ワシントンに勤務していたものですから、そのときの経験からいって、本当にアメリカの外国人児童に対する英語教育というものの熱心さには頭が下がる。先生がものすごく熱心に、丁寧に教えてくださるわけです。

それで我々も本当にアメリカが好きになって、それからアメリカに尊敬の念を持つわけです、オープンネスとか、そういうことについてもですね。

これは、考えてみたら大変有効な外交手段であり、成果であるわけですから、せっかくの外務省の審議会ですから、外務省も是非この問題を積極的に国内で取り上げて、もしも国の補助金が各学校教育を実際に担当しておられる公共団体に、必要ならばしかるべき、司、司に働きかけるなり何なりされて、是非そういった面での学校教育を充実するように働きかけていただきたいと思います。

これは本当に有効な、日本を好きになる人をつくるという意味で、こんなに有効な外交手段はないと思います。

それから、アメリカの英語の先生、我々の地域ではE S O L (English for speakers of other Language) と言っていましたけれども、バージニア州ではたしか別の言い方が、要するにローカルで大分違うと思うんですけれども、別に外国語のできる人ではないんです。英語しかしゃべれなく、アメリカ人そのものなんです、本当に熱心に手取り足取り教えてくれるわけで、これは先生個人の資質かとは思いますが、とにかくそういうことができる人材を日本でも育成していくということが、日本の対外政策にとって非常に有効な手段であるということを考えるべきでしょう。外国の実例を詳しくお調べになって日本へ紹介されることも必要だと思います。あとはそれぞれの司、司に本当に積極的に働きかけてこの辺を充実されるということを是非この審議会の結論としても入れていただきたいと存じます。

熊谷会長 ありがとうございました。いずれにしましても、この日系人、外国の子どもたちの日本における教育の問題は、ただ受け入れる問題だけではなくて、どう受け入れるかが問題だろうと思いますし、皆さんの御意見もそういうことに収斂していたと思います。

あと30分ほどしか時間はありませんが、もう一つ、第3点目のコミュニケーションの問題もこの部会で議論されたようでございますので、今の教育の問題とも関わりはございますが、手塚部会長から報告をお願いします。

手塚部会長 異文化間の相互理解という言葉、例えば国際理解協力、今、お話がありましたけれども、コミュニケーションの重要性ということが指摘されて、在日外国人の方々、とりわけ成人、あるいは子どもでも10歳以上の方々というのは、母国の価値観を背負って日本に来ているわけですし、日本社会で日本人と違った価値観を持って共生、それが共生だと思うんですが、日本人と共に生きていくのは難しい面もございます。

これを単に地域社会との摩擦だとか、生活上の問題をどのように解決していくかというものだけではなくて、外国人の異文化、あるいは異文化性とそれぞれの自己表現を尊重して、人権という視点に立って問題をとらえる重要性が指摘されました。

外国人が日本で生活する上で、日本社会との調和を図るためには、勿論行政もそれだけの努力をする必要はありますが、コミュニティーが日本は今、ほぼ解体状態になっておりまして、地域、あるいはN G OやN P Oの役割が大きいと思います。

そういう中でキーパーソンになる人物を見出して、双方の異文化を理解するということも重要です。その上で共生の道を探ることが重要であるというのが私どもの議論の概略でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。この問題について御発言のある方からどうぞ。

朴委員 ちょっと一言、実例をまた1つ挙げたいと思います。

豊田市には、たくさんの日系ブラジル人とペルーの人が来ています。そのこの団地とか行ってきましたと、最近どういう現象が起きているかということ、本当に私たちから見ると、これをささいなことだと言っていいのか、大変重要なことだと言っていいのかわかりませんが、大規模の1万人以上住む大きな団地なんだけれども、ほとんど日本人の方々が出て行って、その1万人近くいる団地は、そういった外国人が占めたというか、そうなっているんですね。

出ていく理由は、ごみ出しができていないと。それからバルコニーでバーベキューをやったと、それから外でうるさく歌を歌って踊ると、そういった考えて見れば、これこそ基本的な文化というか、生活の部分での多分理解できない部分だったと思うんです。

そこで、いろんな形で努力は互いにしたと思うんですが、例えば、ごみをきちんと分別まではするんだけど、それを出す時間とか、そういうところに非常にルーズな面がある人と、ない人との差。

それから一斉に大掃除をするといったとき、草むしりをするとか、そういうときに怠けて寝ていて出てこなかったとか、それで腹が立ったとか、考えてみれば基本的なことなんです、そういった話こそコミュニケーションでできるはずなのに、それがなかなかできなかったということで、真ん中の中間項がないからだったと思うんです。

そういう中間項を私が何回も先ほど申し上げたように、NPO、NGOの方に中にはいってもらえますよ、まちづくりをどう考えるかとか、そこを積極的に活用する方法を考えれば、なるんではないかなという気がいたしました。

もう一つ、コミュニケーションというと、日本人と外国人の間でのコミュニケーションばかり考えるんですが、もう一つ豊田のところでは、同じ外国人の家族の中でのコミュニケーション問題がありました。それをどういうふうにか考えたらいいのかわからないんですが、例えば、日本に子どものときに来ていて、ある程度育っていった人は、いい意味で日本語の方が自分たちのポルトガル語よりうまくしゃべれる、日本が好きで、日本はお金さえあれば住みやすいんだと、そういういろんなことも表現は悪いけれども、あつてずっと住みたいと。

だけど、シニアの方々はいずれは帰りたいと、そういうところから来る悩みもたくさんあるんですが、そういう部分を親は親でだれに相談したらいいのかわからないし、子どもは子どもでだれに相談したらいいのかわからないということもあまして、だからこそ地域に根付いているNGO、NPOの方々の力をお借りするのが一番いいんじゃないかと思っています。早急にそういった部分を考える、そういったようなことは、だれが先に声を出して動かすのかということだと思えます。

私は、これこそ外務省の大きな一つの力を発揮できる部分ではないかなというふうに思っております。

北脇委員 この件についても、実情を紹介させていただきたいと思うんですが、浜松市でも豊田市と共通点はあると思うんですが、市営住宅とか県営住宅で外国人の比率が非常に高くなっている団地があります。

そういうところで、やはり日常的に問題になるのは、今のお話と共通なんです、1つはごみの出し方を守らない、それから金曜日とか、土曜日夜遅くまで騒いでいるとか、それから友達が大量来て駐車場についても全然決められたとおりではないところに勝手に止めるとか。

更に言われるのは、本来の居住者がいるはずなのに、その人ではない人がいたり、大勢部屋に住んでいたりするのでどうなっているんだとか、そういうことをよく言われます。

そういう問題について、できるだけ相互理解を深めようということで、まず、1つは団地の自治会長さんなどは非常に熱心に、何とか問題を解決しようということでやってくださる方が多いです。

ただ、自治会長だけでは手に負えないということがあるものですから、浜松市の国際課という担当セクションがあるんですが、そこが仲介役になって、地域共生会議というのを開催して、そこに自治会長や自治会の役員と、また外国人の主立った方と一緒に出席してもらって、いろんな問題について協議し合うというような、そういうようなことをやっております。

それから、外国人の市政への参加ということでは、外国人市民会議というのを常設化しております。委員は10名なんですが、その人たちに市政への提言をいただくと同時に、自分たちで外国人の生活をどうしていくかということを協議していただいております。

そういう中で、私、若干懸念があるのは、現状では今言った日常的な摩擦というのはありますけれども、そんなに大きな問題には、浜松市ではなっていないと書いていいと思います。

ただ、ときどき公営住宅について、外国人の割合というのを何か規制できないかということを使う方がいますね。今の公営住宅の運営方針としては、別に外国人であれ、日本人であれ区別せずに一定の所得の条件を満たして、きちんと家賃を払えば、どなたでも入れますという方針でやっているんですが、それに対して、前から住んでいる日本人の住民は余り外国人が増えては困るから、一定率で収めるようにしてほしいというようなことを言われることがあります。それに対しては、市としては公営住宅の運営方針としては、そういう考えを持っていないから理解してほしいということでやっています。

ただ、ちょっと心配なのは、先ほど外国人といってもいろんな人がいるという話があったわけですが、浜松市の場合には日系人が多くて、きちんとした仕事を持って働いている人が多いんですが、中には犯罪に走る人もいます。そうすると犯罪が多くなることで、外国人一般に対する見方が非常に悪くなってきて、そのことがまともに働いているような外国人に対しても排斥というような意識につながってくると、まずいなというふうに思っております。そういうことにならないためにも外国人の生活を安定させることで、少なくとも浜松に住んでいる外国人については、非行とか犯罪に走ることが多くならないようにという考えでやっておりますが、そういうところで現状を見ると、ちょっと懸念材料というのがあるのは、また事実でございます。

櫻井委員 今、北脇委員と朴委員のお話を伺ってそうかと思ったんですけれども、先ほ

ど櫻木委員がおっしゃったように、確かに外国人の問題というのは、石油とかものを輸入する話と違って、まさに人間の話なので、そこからいろんな問題が派生してきているということがよくわかったという印象を持ちました。

コミュニケーションが問題になるということ自体がそうなんだろうと思いますけれども、それを行政体制としてどういうふうに見ていくかということになると、これはこちらの資料にもありますように、総合行政が必要だという話になってくると思うんです。今日も各省庁の方がおられるんですが、どうなんですか、外国人問題ってどこでどういうふうに取り扱ったらいいんだろうかということは、私もなかなか悩むところで、確かに外務省の海外交流審議会でやるというのが適切かということ、多分組織論上は、そうではない、これは国家と、水際の話で、外国とどうするかということと連動しているので、外務省よりは内閣府なのかなという感じも印象としては持ちます。

だけど、内閣府も結局出向者ばかりの集まりで、モザイク行政であるという点では変わらないなというのがあって、では内閣府の方に何とか推進本部というのをつくるのかとも思いますが、それも何だかどうかなという感じがあって、その辺り組織的にもう少し何かいい例がないかという点は非常に悩ましいと思います。

本当は、せめて合同審議とか、法務省、警察庁、海上保安庁とか、そういうセクションがいろいろあると思いますから、とりあえずそういうセクションと合同審議のようなことをやるような場があってもいいのかなと思った次第です。

熊谷会長 その点のところ、外務省の方からはどうですか。

鹿取部長 御指摘のとおり、我々も実態は必ずしもよく知らないわけですし、そういう分野について、各省庁に話を聞いたりして進めていかなければいけないというのは事実でございます。関係省庁とは、今でも緊密に協議しておりますが、これからも緊密に協力、協議していきたいと思っておりますし、また、御指摘のあったように、ほかの受け皿があれば、そのような場で議論を進めるのもよいと思っております。

自分の頭の整理は、基本的には次のとおりです。

本年5月にブラジル政府との間で、領事当局間協議を行いました。議論の主たる問題は日本に30万人近くおられる日系人の問題で、社会保険、教育、青少年問題などが議論されました。我々としてすべての問題に専門知識があるわけではありませんが、領事当局間協議で議論になるということは、国対国との関係でも重要な問題であるということの意味します。こういう問題を議論しないと二国間関係にとっても好ましくないという切り口もございまして、本審議会もございまして、我々としては可能な範囲で、できる限りいろ

いろいろな問題を御議論いただきたいと考えております。その上で関係省庁とも協議いたしまして、どのようにこれからフォローアップしていくかということを実際に考えていきたいと思っておりますし、また、ほかの受け皿があればその点についても我々はオープンでございます。

とりあえず、今の私の感じを申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。ほかに意見はございますか。

中山委員 老婆心ながらということですが、今、治安が非常に悪化してきているという問題があります。その問題が起きてきた経緯の中に、大きな事件を中心に扱っていこうという方針を警察が出したということがございました。成田で麻薬を取り締まりますときに、ここでも非常に議論したテーマですが、大きな麻薬を取り扱うことを中心に検査をして挙げていこうというような意見もありました。

ただ、この当時私たちは、大きなもの - これは暴力団との関係が深い案件ですが - 、大きなものを挙げることは勿論大変大事だけれども、やはり2グラムとか、0.何グラムのものを挙げることを大事にしていこうという方針を出しました。何を言いたいかと言いますと、今おっしゃられた大きな日系人グループの問題など、大きいところを中心に扱われるのはいいんですが、外国人の問題を扱うときに、小さな、1人とか2人とか、そういったところにも注意を図っていかないといけないと考えています。小さな事案に対するきめ細やかな対応が抜けてしまえば、それが大きな社会不安につながっていくということ、頭のどこかに入れておいていただけたらと思ったものですから、警察とか麻薬取り締まりとか、異なる分野の例を挙げましたが、そこだけは抜けないでいただけたらと思います。

熊谷会長 大変貴重な御指摘をありがとうございました。

それでは、残り時間も少なくなってまいりましたので、別途席上配布資料について、三好政策課長から説明をお願いしたいと思います。

三好領政長 それでは、その他の領事業務の関係で、最近の状況につきまして2点御報告、御紹介させていただきたいと思っております。席上に「在外選挙投票者数等」という資料をお配りしてございます。このたびの衆議院議員総選挙ですが、海外の165の大使館、総領事館におきましても、国内の不在者投票にならうかたちで、公示日の10月28日から、大体11月4日ぐらいまで、つまり11月9日の投票日に投票用紙が、それぞれの市町村の選挙管理委員会に届くようにというタイミングで、公館投票を実施いたしました。

お手元の資料をごらんいただければと思いますが、在外選挙投票数というのがございます。海外では、公館に行って投票をするか、郵便投票という制度がありまして、実はこれ

は今回で3回目ですが、1回目が平成12年の衆議院選挙、このときは1万7,000票ほど。それから、翌年の平成13年が参議院で2万2,000票ほど。今回は、1万1,700票ということで、かなり投票数は落ち込んでおります。今、原因は分析中ですが、国内と違いまして、海外の場合は1回御本人に登録していただくという作業が入ります。この辺りですとか、公館へ出かけていくことが面倒だということがあるのではと思っております。実は来年には公職選挙法をかなり大きく変えまして、有権者の方の使い勝手がいいようにということで、制度の少し大きな改正を予定しております。有権者の方が公館に行って投票してもいいし、郵便で投票してもいいしと、そこは選べるとか、登録も御本人でなくても同居の家族の方がまとめてできるとか、そういうことで制度改正を予定しておりますものですから、それも見た上でどこに問題があるのか更に探っていきたいと思っておりますが、このような結果が出ましたことご報告しておきます。それが第1点です。

続きまして、この場でも一度御紹介したかと思いますが、今年度から領事シニアボランティアという制度を立ち上げます。まず10公館ということで、いろいろ邦人の方が多くてトラブルも多いところということで、10公館の10のポストを公募いたしましたところ、お陰様で581名の方の応募がありました。7月に筆記試験を、それから9月には面接試験をいたしまして、10名の方が内定しました。非常にやる気のある方々がたくさんおられまして、心強く思っているところです。

ただ、ボランティア制度というのは、何か国内でも確立しているようで余り確立していない、つまりボランティアというと好きな時間に大使館へ出かけて行って、好きな時間に帰っていいのかと、そういうことになりますと、また全体の秩序の問題もありまして、いろいろ悩み、相談したあげく、私どもですと週40時間労働なんですけど、年齢等も勘案しまして、週35時間ということで、あと年休も一応20日間ということで、若干試行錯誤ではありますが、スタートさせます。いずれにしても大変やる気のある方々ばかり、一期生ということで、12月始めに送り出させていただいて、様子をよく見させていただこうというふうに考えております。

以上、御報告させていただきます。

熊谷会長 シニアということですが、年齢はどういうことになっているんですか。

三好領政長 一応、40歳～69歳ということで公募をかけましたら、60代の方の応募が数としては一番多く、結果的には40代の方がお一人、それから50代の方が3名、そして残りの6名の方が60代ということです。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、最後に今後の日程について御案内させていただきます。次回の第6回総会は「在日外国人及び日系人の長期滞在に係る共生の問題」ということで、取り上げたいと思っております。

時期としては、明年春を予定しておりますが、具体的日時、場所等、詳細につきましては、追って事務局より皆様の御都合と合わせまして御連絡をさせていただきます。

また、次回の外国人問題部会につきましては、第6回総会の前に開催する予定でございますが、外国人問題部会の委員の皆様には後日詳細を事務局より連絡させていただきます。

なお、この後手塚部会長から、本日の審議につきまして、記者ブリーフをさせていただきます。各位の御意見を十分に踏まえた形で取り行いたいと思いますので、手塚部会長に御一任のほどお願い申し上げます。

それでは、ちょうど時間もまいりましたので、海外交流審議会第5回総会を閉会させていただきます。

本日は、大変お忙しい中を御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

(了)